

令和 3 年 5 月 6 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K11765

研究課題名（和文）社会的企業としての再エネ事業者およびその環境ガバナンスにおける機能の解明

研究課題名（英文）Can social enterprises accelerate regional energy transition in Japan?: a preliminary exploration

研究代表者

宮永 健太郎（MIYANAGA, Kentaro）

京都産業大学・経営学部・准教授

研究者番号：90393181

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、再エネ事業者という主体の理論的特質を「社会的企業」という視点から提示し、それが地域の環境ガバナンスシステムにおいていかなる機能を果たすのかを解明した。具体的には、社会的企業論の理論枠組みを活用して再エネ事業者の類型化を行ったほか、再エネ事業者のコーポレート・ガバナンスのあり方についても考察した。それらの作業を通じて、再エネ事業者がステークホルダーや環境ガバナンスシステムといかなる関係構造を有しているのかを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

まず学術的意義についてだが、既存の再エネ関連研究が社会的企業論を参照する際、「社会問題をビジネスの手法で解決する」といった素朴な定式化の適用（援用）にとどまるが多かったのに対し、本研究は社会的企業論の分析枠組みを本格的に導入し、再エネ事業者の意思決定や行動、そしてそれらの決定構造にまで立ち入って分析した点あげられる。また社会的意義としては、地域の活性化や脱炭素社会への移行といった喫緊の社会的諸課題について、その解決の担い手となりうる組織の性質やその経営のあり方を明らかにした点あげられる。

研究成果の概要（英文）：Based on some analytical frameworks of social enterprise studies, this research tried to make a preliminary exploration of theoretical characteristics of regional energy initiatives, which have potential to accelerate energy transition. The conclusion can be summarized as the following: first, various types of regional energy initiatives in Japan can be classified into four patterns, in terms of hybridity of for-profits, nonprofits, cooperatives and government. Second, the research has clarified that it depends largely on their corporate governance system whether regional energy initiatives in Japan can accelerate energy transition. For avoiding a mission drift in regional energy initiatives, and for balancing their economic objectives and social mission through corporate governance system, it would be indispensable that the managers are directed and controlled in line with interests of stakeholders, which constitutes the regional environmental governance system.

研究分野：環境ガバナンス論

キーワード：社会的企業 再生可能エネルギー 環境ガバナンス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

再生可能エネルギー（以下「再エネ」と略）を基軸とした地域分散型・地域主導型エネルギーシステムを担う事業者（以下「再エネ事業者」と略）のあるべき姿は、これまで「コミュニティ・エネルギー」のような視角から論じられてきた。日本のいわゆるメガソーラー事業の多くは、地域外の大企業によるものであり、事業のイニシアティブも収益による恩恵もその地域と切り離される一方で、生活環境や地域資源に係るリスクのみが地域の側に押し付けられる、という構造を持っていた。それに対する反省の中で、どうすれば地域コミュニティのステークホルダーが組織の意思決定を主導し、それを組織の行動に反映させられるのか、そしてどうすれば事業性と地域共同利益を一致させつつ持続可能な地域社会への移行が進むのかが、コミュニティ・エネルギーという視角から問われてきたわけである。

しかし、以下のような点が未解明のまま残されている。第1に、再エネ事業者が持つ理論的特質である。再エネ事業者は、しばしば「社会的企業 (social enterprise)」という括りでも論じられてきた。だがその多くは「社会問題をビジネスの手法で解決する」といった素朴な定式化の適用（援用）にとどまっており、社会的企業としての意思決定や行動、そしてそれらの決定構造にまで立ち入った検討がなされているとは言い難い。

第2に、社会的企業としての再エネ事業者は、環境ガバナンスにおいていかなる機能を果たすのか、という点である。既存のコミュニティ・エネルギー論は、確かに、地域のステークホルダーによる組織の意思決定参加の重要性を強調してきた。しかし逆に、その組織は地域のステークホルダーにどんな影響を及ぼすのか、そしてどんな環境ガバナンス構造を創出するのかが、ほとんど論じられていない。言い換えれば、再エネ事業者のコーポレート・ガバナンスに加えて、再エネ事業者を含めたパブリック・ガバナンス（ソーシャル・ガバナンス）のあり方も検討されなくてはならない。

第3に、既存の環境ガバナンス論では、基本的には3つのセクター（政府、企業、NPO・NGO）からなるガバナンス構造が想定されているため、「第4セクター」と評されることもある社会的企業がそもそもいかなる位置づけにあるのかということ自体が明確ではなく、基本的な学術的検討が不可避となっている。

2. 研究の目的

本研究では、再エネ事業者という主体の理論的特質を「社会的企業」という視点から新たに提示するとともに、それが地域の環境ガバナンスシステムにおいていかなる機能を果たすのかを解明する。具体的には、次の3つの目的からなる。第1に、社会的企業としての再エネ事業者が有するコーポレート・ガバナンス構造、そして地域のステークホルダーの参加に焦点を当てつつ、その特質を理論的に定式化することである。第2に、再エネ事業者が地域のステークホルダーにいかなる影響を与え、いかなる環境ガバナンス構造を創出するのかを分析し、再エネ事業者を含めた地域のソーシャル・ガバナンス（パブリック・ガバナンス）のあり方を検討することである。第3に、政府、企業、NPO・NGOという3つのセクターから構成される既存の環境ガバナンス論に、「第4セクター」と評されることもある社会的企業という主体を組み込むことで、その枠組みの拡張・再構築を図ることである。

3. 研究の方法

目的の達成に向けて、本研究は当初、日本の先進的な自治体新電力を対象とした実態調査を軸に、再エネ事業者の社会的企業としての性質や環境ガバナンスにおける機能を検討していく予定であった。しかし2020年の新型コロナウイルス感染拡大により実態調査が困難になったため、文献調査やインターネットによる情報収集を中心とした方法への切り替えを図ったほか、研究目的についても若干の変更を行った。具体的には、アメリカ・ヨーロッパ・日本の社会的企業論を中心とした包括的な文献サーベイに着手し、社会的企業としての再エネ事業者を分析するための理論的枠組みを構築し、そこからステークホルダーや環境ガバナンスシステムとの関係構造を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

本研究において得られた成果は、大きく「社会的企業論から見た再エネ事業者の類型化」「社会的企業としての再エネ事業者とそのコーポレート・ガバナンス」という2つのテーマに分かれる。以下、具体的に示す。

研究成果 について

社会的企業論は、1990年代終わり頃からアメリカとヨーロッパを中心に本格的な議論が始まり、各々で独自の研究蓄積が積み重ねられてきた。本研究では、関連先行研究も参照しつつ両者の視点を統合し、それによって多種多様な組織からなる日本の再エネ事業者の理論的把握を試みた。その結果、社会的企業としての再エネ事業者について、以下4つの類型を析出した。

第1に、NPO・NGOのような公益組織が、ビジネス（経済活動）の度合いを増やしていくこと

で次第に社会的企業化したようなタイプの組織である。FIT 制度が導入される以前の日本では、寄付ベースの非市場的資金を集めて事業を行ういわゆる市民共同発電が、エネルギー分野の環境ガバナンスシステムにおける 1 つの主要な担い手であった。そういった組織は主に NPO・NGO の形態をとっていたが、中にはそこが母体となって株式会社を立ち上げ、事業拡大を図るといったようなケースも存在する。あるいは、“地域課題の解決”といった公益目的がまず先にあり、その実現手段としてビジネス(経済活動)という事業形態、そして株式会社という法人形態が選択される、といったケースがしばしば見られる。これらはこの類型に含まれると考えてよい。これら以外では、NPO・NGO の形態を維持しつつ、いわゆる事業型 NPO・NGO としてさまざまな再エネ関連事業を展開するようなケースがこの類型に近い。

第 2 に、協同組合のような共益組織が、その事業活動領域を公益分野にも広げていくことで次第に社会的企業化したようなタイプの組織である。彼らは NPO・NGO と比べ、ビジネス(経済活動)の基盤やノウハウという面で一日の長がある場合が多いが、それを活かして公益的事業に積極的に展開していくようなケースである。ヨーロッパなどと比べ、エネルギー分野の協同組合法がなく、また諸分野を包含する一般的な協同組合法もないのが日本の協同組合法制の特徴だが、そんな条件下でも再エネ関連事業に乗り出し、地域の環境ガバナンスシステムの一端を担うような協同組合が登場しつつある。加えて、土地改良区のような地縁系組織が小水力発電事業に取り組むようなケースがあるが、それはこの類型に含めてよいかもしれない。

第 3 に、企業が CSR の延長線上で公益の実現を意識した経営を続ける中で、次第に社会的企業化したようなタイプの組織である。ここ数年、発電を中心とした再エネ関連ビジネスに大手資本や独立系中小資本の参入が相次いでいる。彼らの事業動機の 1 つはもちろん売電による経済的利益だが、その収入の一部を社会貢献的な形で地元へ還元するようなケースがしばしば見られる。日本のエネルギー分野では、環境ガバナンスシステムの担い手としての企業の存在感が日に日に高まっているが、それをもっともよく表現しているのはこの類型だと思われる。なお、再エネ関連ビジネスには直接参入せず、CSR 活動を通じて間接的に地域分散型・地域主導型エネルギーシステムづくりに関与するようなケースは、この類型に含まれると見なせる。

第 4 に、政府部門から出発し、市場ベースの事業活動を強めていく中で次第に社会的企業化したようなタイプの組織である。日本では実例が少ないが、例えばエネルギー分野で活動するいわゆる外郭団体はこの類型に近いといえよう。あるいは自治体新電力は、所有形態こそ民間だが(株式会社や一般社団法人)、出資や役員参加を通じて地方自治体がイニシアティブを発揮するケースが多いため、この類型に分類することが可能である。それ以外では、例えば地方公営企業がこの類型と関わりが深い。地方公営企業は電気事業を行うことが認められており(地方公営企業法第二条)、その大半は水力発電なのだが、ここ最近では太陽光発電や風力発電の事業実績も増え始めている。もちろん公営企業は、民間所有形態を想定する社会的企業とはやや性質を異にする。だが“事業を通じて公益実現を図る”という面だけに注目するならば、一応この範疇に入れることも可能であろう。

研究成果 について

では、こういった諸組織をどのようにマネジメントすれば、その事業活動は地域分散型・地域主導型エネルギーシステム、ひいては持続可能な地域社会への移行に寄与できるのだろうか？本研究では、それを「社会的企業のコーポレート・ガバナンス問題」ととらえ、そこから以下 2 点の論点を抽出した。

第 1 に、組織や活動における公益性の担保である。公益の実現を組織のミッションとして掲げ、ビジネス(経済活動)を通じてその実現を図る、というのが社会的企業の教科書的な姿である。しかし現実には、ビジネス(経済活動)に専心する中でミッションが形骸化・変容してしまう、いわゆるミッション・ドリフトの危険性が社会的企業論では盛んに議論されてきた。よってこのミッション・ドリフトを回避し、経営者に対して経済的目的と公益の双方を追求させるよう動機づけるのが、社会的企業のコーポレート・ガバナンスに求められる役割となる。

とはいえ、その実現は一筋縄ではいかない。例えば株式会社の形態をとる社会的企業の場合、株主だけでなくステークホルダー全体の利益を追求するよう動機づける“ステークホルダー型コーポレート・ガバナンス”の構築が、公益性担保に向けた基本的な戦略となるであろう。しかし株主利益とステークホルダー利益との間にはしばしばトレードオフが存在するほか、株主間・ステークホルダー間でも利害は常に一致しているわけではない。

他方、公益法人や NPO 法人の形態をとる社会的企業の場合は、公益性の担保に際して次のような問題が起こりうる。そもそも公益とは「不特定多数の利益」に他ならないが、これらの組織の場合、現実には「社員」という特定の人間による集合的意思決定(社員総会)を通じて公益の具体的中身を決めざるを得ない。さらに言えば、その実現を実質的に担うのは社員ですらなく、代わりに理事(理事会)が組織運営のイニシアティブを握りがちである(株式会社における「経営者支配」のような状態)。こうした意思決定構造を背景として組織が追求する「公益」が、果たして本当に「不特定多数の利益」を代弁していると考えてよいのか、という問題である。

第 2 に、公益性の実質化である。仮にある社会的企業が、経済的目的と公益の双方を追求することを謳っていたとしよう。だがもし、その経営者が両者のトレードオフ構造の中で板挟みとなり、経済面でも公益面でも効果が疑わしい事業をズルズルと続けているのが実態だったとすれ

ば、その「公益」は画餅に過ぎない。したがってここでも、経営者を適切に動機づけ、公益の自身を実質化させるコーポレート・ガバナンスが必要になるわけだが、その場合も多くの課題が残されている。

例えばアメリカやヨーロッパのように、社会的企業向けの独自の法人格を日本でも創設すれば、公益志向の株主からの新たな出資の掘り起こしが期待でき、経営者も気兼ねなく公益追求のための事業を展開できるかもしれない。だがイギリスのCIC（コミュニティ利益会社）の現状を見ると、株式会社の形態（CLS）をとるCICは2割ほどにとどまっており、他ならぬ社会的企業自身がその法人格にあまり魅力を感じていない可能性がある。それにCIC株式は基本的に流動性が低く、とりわけ私益志向の出資者にとって魅力が小さいなど、解決すべき課題が残っている。

では既存の法人格はどうかというと、やはりいくつかの難点がある。例えば株式会社の場合、出資者つまり株主の経済的利益を損なわない範囲内で、そして経営者の裁量の範囲内で公益を追求する、という形にどうしてもなりがちである。他方公益法人やNPO法人の場合だと、そもそも出資が法的に禁止されているため、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムにおいてダイナミックな地域内経済循環を生み出す原動力の役割を期待するには、やや心もとないのが実情である。

こうした状況で改めて浮上するのが、政府部門の役割である。例えばある社会的企業において、ビジネス志向の組織・活動デザインを基本としつつも、その内部コントロールメカニズムの一端を地方自治体が担うことができれば（出資や経営参加）、公益性の担保・実質化に向けた展望も見えてくるかもしれない。しかしこれについてはまず、同様のコーポレート・ガバナンスモデルを採用してきた第三セクターの多くが経営的に苦境に立たされてきた歴史の振り返りが不可避であり、その轍を踏まないようにしなければならない。それに、政府というアクターがそもそも本当に公益を体現しているのか／できるのかについても、別途検討が必要である。

あるいは、ドイツやデンマークで実践例があるが、再エネ事業者に対して政府が法律で地域住民の資本参加を義務付けてしまう、というのも1つのやり方であろう。そしてより根源的には、経済的目的と公益のトレードオフという状況そのものを政府が政策によって変えていく必要がある。具体的には、経済的手法（カーボンプライシングなど）によって社会的費用を内部化したリ、社会的企業が生み出す社会的価値が市場で評価されるような仕組みを整備したりする、といった具合である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 宮永健太郎	4. 巻 32(1)
2. 論文標題 Bookreview: Interactive Approaches to Water Governance in Asia, Springer, 2019	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of Water and Environmental Issues	6. 最初と最後の頁 32-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮永 健太郎	4. 巻 32(2)
2. 論文標題 書評：千葉知世著『日本の地下水政策：地下水ガバナンスの実現に向けて』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 水資源・環境研究	6. 最初と最後の頁 80-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Miyanaga, K. and Shimada, D.	4. 巻 Vol. 12, No. 1.
2. 論文標題 'The tragedy of the commons' by underuse: Toward a conceptual framework based on ecosystem services and satoyama perspective.	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 International Journal of the Commons	6. 最初と最後の頁 332-351
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18352/ijc.817	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宮永 健太郎	4. 巻 第31巻第2号
2. 論文標題 歴史思考から水資源・環境学を考える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 水資源・環境研究	6. 最初と最後の頁 77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Miyanaga, K. and K. Nakai.	4. 巻 26(2)
2. 論文標題 Making adaptive governance work in biodiversity conservation: lessons in invasive alien aquatic plant management in Lake Biwa, Japan.	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Ecology and Society	6. 最初と最後の頁 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5751/ES-12352-260211	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 K. Miyanaga
2. 発表標題 Making Adaptive Governance Work in Biodiversity Conservation: Some Lessons in Invasive Aquatic Plants Management in Lake Biwa, Japan
3. 学会等名 XVIIth Biennial Conference of The International Association for the Study of the Commons (IASC) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮永 健太郎
2. 発表標題 生物多様性保全における順応的ガバナンスの可能性：琵琶湖における侵略的外来植物対策のケースから
3. 学会等名 環境経済・政策学会2018年大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宮永 健太郎
2. 発表標題 社会的企業としての再エネ事業者およびその環境ガバナンスにおける機能の解明
3. 学会等名 財政学研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 宮永健太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 白桃書房	5. 総ページ数 430
3. 書名 具承桓編著、宮永健太郎・大杉卓三・吉田裕之・福富言・李為著『マネジメント・リテラシー：社会思考・歴史思考・論理思考』	

1. 著者名 諸富徹（編著）、中山琢夫・小川祐貴・山東晃大・稲垣憲治・ラウパツハ＝スミヤ ヨーク・佐無田光・八木信一・荻野亮吾・太田隆之・井上博成・西野寿章・宮永健太郎（著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 279
3. 書名 入門 地域付加価値創造分析	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------